農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年11月22日

須賀川市長 橋本 克也

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 松塚地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日平成27年 9月17日(当初作成)平成28年10月18日(第1回目見直し)
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況法人 2経営体個人 12経営体
- 4.3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか 担い手はいるが十分ではない。
- 5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農 地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

松塚地区は排水が悪く、狭くて小さい田が多い、水稲は担い手である法人を中心 に集積を行う。

その他の担い手は、水稲とハウスきゅうりとの複合経営で経営の安定化を図る。 地区の農業を守るためにも、引き続き話し合いを行い、若手農業者が経営を継続していけるような環境を整備して、後継者の育成や新規就農の促進に努める。